出水市　南種子町　指宿市

知事が景観団体に同意

景観行政団体となることに知事が同意したと発表した。同団体となる日は、出水市が3月13日、南種子町が同20日、指宿市が同31日となる見通し。

（4面に関連記事を掲載）

景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体のことで、良好な景観形成を図る必要がある地域に景観計画を定めることで、観光振興等につながる景観形成について地域の実情に応じた規制誘導を図れる。県と政令都市、中核市（本県では鹿児島市）が法制定当初から同団体となっているほか、霧島市とさつま町が18年12月1日から景観行政団体となった。

同団体になると、景観計画の区域では、①建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導②建築物等のデザイン、色彩については条例で変更命令が可能③景観上重要な建造物や樹木の指定、保全－などの規制等が可能となる。

なお、2月1日現在、薩摩川内市と鹿屋市が4月1日に景観行政団体となる予定であるほか、県

災害協力業者募集

13日から来月9日まで

九州地方整備局川内川河川事務所は、災害発生時における迅速な被害状況の把握や円滑・的確な災害対応を図るため19年度災害時協力業者を募集する。募集期間は13日から3月9日まで。

募集予定業者数は川内出張所（薩摩川内左岸地区）10社、同（同右岸地区）10社、宮之城出張所（さつま地区）10社、菱刈出張所（大口・菱刈地区）8社、同（湧水地区）10社、京町出張所（京町地区）15社。締切日まで同事務所に直接持参か郵送。選定結果は3月下旬までに通知。3月中に協定締結を行う予定。

問い合わせは、同事務所（☎0996・22・3271）管理課門松氏・川崎氏まで。

川内川河川

塗装作業 VOC自主的取組みセミナー

来月17日、福岡市で

環境省

環境省は、塗装作業で発生する揮発性有機化合物（VOC）に対する自主的取り組みを推進するためのセミナーを全国4都市で3月に開く。対象は屋外塗装業者、工業塗装業者、塗料販売事業者など。福岡は福岡県中小企業振興センター（福岡市）で3月17日に開催する。

セミナーでは、中央環境審議会・揮発性有機化学大気汚染防止法におけるVOC排出抑制制度」について講演。また「VOC対策における塗装作業の見直しポイント」「塗装における自主的取り組み」「VOC代替塗料・塗装法と排出

土木学会に論説委員会など設置

学会の考え積極発信

土木学会は、公共工事の発注制度など土木に関連した広範な問題について見解を発信する「論説委員会」と、土木技術者の倫理の実践を支援するための「倫理・社会規範委員会」の設置を決めた。委員や委員長の選任を経て、4月に正式に発足する。

論説委員会は「土木技術者や社会資本整備事業、建設産業の在り方の諸問題について、基本的な方向性と見解を表明すること」を目的とし、シンポジウムなどを通じて学会の内外に積極的に発信し

説する。参加無料。定員各100人（1社につき1人）。問い合わせは、全国環境保全推進連合会・VOC（塗装）セミナー係（☎03・5684・5730）まで。

論説委員会の委員は、学会の会員の中から選ばれる。委員会の論説には、「委員会論説」のほか、「依頼論説」「投稿論説」に分類。すべての論説はホームページなどに随時掲載・発表する。執筆者には論説委員のほか、土木分野の技術者、研究者をはじめ、マスコミなどの他分野からも選ぶ予定。

倫理・社会規範委員会では、社会資本整備の在り方、例えば環境問題などの重要事案に関係する見解を表明するほか、技術者倫理の教育普及活動と、その実態調査などを行う。

岐阜県建設業協会

「環境守る建設業」を宣言

二酸化炭素1万t削減へ

岐阜県建設業協会（加藤宏会長）は2日、二酸化炭素の排出削減を中心に地球環境を保全するための行動指針を策定し、「環境を守る建設業」を実行することを宣言した。建設業から排出される二酸化炭素を、平成22年までに同協会が1万4000t、県内建設業全体で2万6000t削減する目標を掲げ、各建設現場と事務所で具体的な行動を開始する。こうした行動指針を策定した建設業協会は、全国で岐阜が初めて。加藤会長は「この取り組みは地域貢献の一環。県民の生活環境を守ることも地元建設業の役目」と話している。

建設業から排出される二酸化炭素は、全産業の3・6%を占めているに過ぎないが、地域の基幹産業としての責務を果たすため、業界全体で排出削減に取り組むことにした。

県内建設業の二酸化炭素排出削減目標は、22年に平成2年比12%減。岐阜県地球温暖化防止推進計画では、県内建設業の削減目標を11・5%減としているが、これを上回る目標を掲げた。削減量は2万6000t。同協会は県内建設業の模範となるよう、削減目標の40%に当たる1万0400tを協会自身の目標値とした。

このため、軽油、灯油、電力の削減量を数値で示し、建設現場や事務所などでの具体的な実施方針をまとめた。

建設現場では①輸送方法の改善（残土輸送距離の短縮、トンネル工事でのベルトコンベア利用など）②建設機械や車両の使用方法の改善（省燃費運転の実行、重機や車両の適正整備、適正規模の機械の使用など）③施工方法の改善（照明の蛍光灯化、冬季のコンクリート養生回避など）④現場環境の改善（余剰地への植栽、打ち水など）⑤技術開発（自然エネルギーの利用や屋上緑化など省エネ対応技術の開発）⑥木材の利用促進（間伐材の構造物への利用など）－に取り組む。事務所や施設内では①省エネ対策（こまめな消灯、室内温度の適正化など）②環境負荷の低減（グリーン購入、再生品利用など）－を実施する。

このほか「環境を守る建設業」運動では、クリーンな建設業の実現を目指し、建設副産物の削減と再生、騒音・振動の防止、景観との調和、有害物質の発生抑制と管理などに取り組む。地域社会に対しては、災害時の応援協力やボランティア活動、自然と共生する工法の提案などを継続して進めていくこととした。

この行動指針を策定した環境委員会の委員長を兼務する前田守廣副会長は「京都議定書の決議を建設業が率先して実行する。これによって、環境問題に取り組む建設業の姿勢を社会にアピールしたい」と語った。

帝国データバンク

19年度賃金動向意識調査

44%が賃金改善 建設業は低迷

帝国データバンクが約2万社を対象に実施した賃金動向の意識調査によると、44%の企業が19年度に賃金を改善（ベースアップや賞与、一時金の引き上げ）する見通し。前回調査に比べ10・6ポイントのアップ。ただ、建設業は34・8%と全体平均を大きく下回っている。さらに、賃金改善が「ない」とした38・7%は、全業種の中でワースト。

今年1月末に、全国の2万207社に調査。有効回答を寄せたのは9529社（回答率47・2%）だった。

賃金の改善内容を具体的に見ると、ベースアップを考えているのは全体の36・5%。企業規模別では大企業が30・8%だったのに対し、中小企業は38・2%だった。賞与（一時金）についても、中小企業（26・1%）が大企業（22・5%）を上回っている。

「人員不足からベースアップが必要」「社員のやる気をつなぎとめるため」との回答があるなど、労働力の定着・確保を目的とする企業が多いようだ。建設業ではベースアップ28・5%、賞与（一時金）18・9%と、いずれも全体平均を下回っている。

知っ得？ いまどき言の葉辞典

第21葉

「ワーキングプア」

「ワーキングプア」が深刻な社会問題となっている。直訳すれば「働く貧者」、フルタイムで働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない「貧困層」のことを指す。

バブル経済の崩壊以降、企業はコスト削減に力を入れ、待遇面の整った正社員の採用を抑制し、リストラすることによって、人員を減らした分を、アルバイトやパート、契約社員、派遣社員など、非正規雇用の割合を増やすことによって、人件費を抑えるようになった。

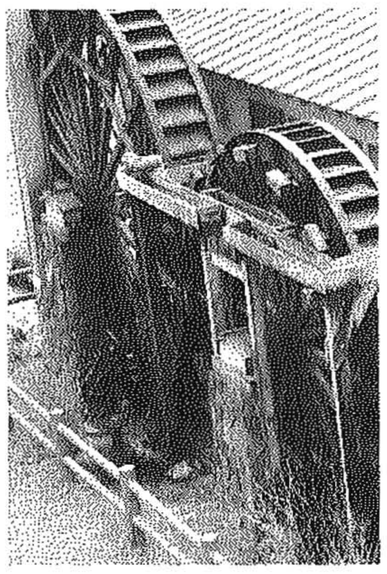

さらに、サービス競争の激化で、非正規雇用者の深夜労働など低賃金の上に過酷な条件の労働も増える一方である。

にもかかわらず、スキルアップの研修の機会も与えられず、有給休暇、健康保険、労働保険、年金等々、福利厚生面も多くが整っていないため、病気やけがなどで仕事を休めば、それだけで収入はなくなり、それを理由に解雇されるなどの目に合うことも珍しくない。

「働いても働いても豊かになれない」のは、懸命に働いて少し収入が増えたとしても、福祉サービスが打ち切られて逆に支出が増える現象でもある。

「努力が報われない」社会には「希望の灯り」は灯ることがない。